

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について

平成 8年 7月 30日
政府調達苦情処理推進会議議長決定
平成11年 1月 11日改正
平成20年 1月 11日改正
平成26年 3月 7日改正

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）8. に基づき、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法を下記のとおり決定する。

記

1. 公表時期

幹事会は四半期毎に苦情の受付及び処理の状況のとりまとめを行い、直ちにその概要を公表する。ただし、議長が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

2. 公表事項

(1) 委員会へ申立てが行われた苦情は、本決定に従い、公表する。

(2) 公表する内容については、次の各号に該当する項目とする。

- ①苦情番号
- ②苦情申立日
- ③苦情申立人（匿名も可）
- ④苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- ⑤苦情の概要
- ⑥苦情処理状況の概要
- ⑦その他必要な事項